

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費に認められていません。

事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除しかなく、社会的にも経済的にも全く自立できないことから、他の職業を求め、後継者不足に拍車をかけています。税法上では、青色申告にすれば、賃金を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色や白色など申告の仕方で働き分を認めたり、認めなかつたりする制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めています。

この問題は税金の問題ではなく、ひとりの働く人間として、働いていることを認めるのかどうかという人権問題です。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2009年6月15日

名寄市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣

} 宛